

# 必ずチェック!

# 最低賃金!

働く人と雇う人のためのルールです!

## 沖縄県 最低賃金

令和6年
10月9日から
時間額

**952円**

前年比
56円UP

**最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。**

WEBで確認

**最低賃金に関する特設サイト**
最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ
沖縄労働局 検索

**賃金引上げ特設ページ**
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。
賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ
業務改善助成金
最大600万円を助成

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



# 「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

## 確認の方法は？

確認したい賃金(※1)を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

### 最低賃金額との比較方法　あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

**1 時間給の場合**

| 時間給 | | 最低賃金額（時間額） |
|---|---|---|
| 円 | ≧ | 円 |

**2 日給の場合**

| 日給 | | 1日の平均所定労働時間 | | 時間額 | | 最低賃金額（時間額） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | ÷ | 時間 | ＝ | 円 | ≧ | 円 |

**3 月給の場合**

| 月給 | | 1か月の平均所定労働時間 | | 時間額 | | 最低賃金額（時間額） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | ÷ | 時間 | ＝ | 円 | ≧ | 円 |

**4 上記 1，2，3 が組み合わさっている場合**

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

❶ 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
❷ 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

### 中小企業事業者の皆さんへ

**賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。**

## 業務改善助成金

最大600万円を助成

業務改善助成金コールセンター　0120-366-440

### 「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

詳しくは、こちら　業務改善助成金　検索

**支給の要件**

1. 事業場内最低賃金の引上げ
2. 引上げ後の賃金額の支払い
3. 生産性向上に資する機器・設備などを導入
4. 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

▶ 設備投資等に要した費用の一部を助成

**助成金支給までの流れ**

1. 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
2. 審査
3. 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
4. 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
5. 審査
6. 支給

**専門家による無料相談を実施**

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら　働き方改革推進支援センター　検索

**働き方改革推進支援資金**

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら　働き方改革推進支援資金　検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R6.9)